○国土交通省告示第千四十二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十三年国土交通省告示第千六百四十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

前文中「指定する」を「指定し、並びに同号イの規定に基づき、建築物等の構造計算が、第十二第一号イに適合する場合においては、当該構造計算は、同令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同号ロの規定に基づき、建築物等の構造計算が第十二第一号ロに適合する場合においては、当該構造計算は、同令第八十一条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同令第八十一条第三項の規定に基づき、建築物等の構造計算が第十二第一号ハに適合する場合においては、当該構造計算は、同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める」に改める。

第一中「地階」を「薄板軽量形鋼造の建築物又は薄板軽量形鋼造と鉄骨造（薄板軽量形鋼造を除く。以下同じ。）、鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物の地階」に改める。

第五第二号に次のただし書を加える。

ただし、一方向及び繰り返し加力実験によって確認された耐力壁の剛性及び耐力を考慮して、第十二第一号ハに定める構造計算（令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算に限る。）を行った場合は、この限りでない。

第十一中「薄板軽量形鋼造と鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物（構造耐力上主要な部分である柱、横架材若しくは斜材又は耐力壁を薄板軽量形鋼造としたものを除く。）」を「次のイからニまでのいずれかに掲げる建築物」に改め、第十一に次のように加える。

イ　地階を除く階数が四である建築物

ロ　最上階から数えた階数が四以内の階（以下「上層階」という。）を薄板軽量形鋼造とし、かつ、上層階以外の階を鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とする建築物

ハ　上層階を薄板軽量形鋼造と鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用し、かつ、上層階以外の階を鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とする建築物

ニ　薄板軽量形鋼造と鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物であって、上層階以外の階における薄板軽量形鋼造の建築物の構造部分が、建築物の自重、積載荷重、積雪荷重その他の鉛直方向の荷重を支えないもの又は上層階以外の階における構造耐力上主要な部分である柱、横架材及び斜材並びに耐力壁を薄板軽量形鋼造としないもの

第十二第一号ハ中「第三号」を「第三項」に改め、「（平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号に該当する建築物の場合に限る。）」を削り、第十二第三号ロの表中「圧縮材」を「曲げ材」に改め、同号ハの表中「圧縮材の」を「曲げ材のウェブのせん断に対する」に改め、同号ホ中「接合部の」を「接合部におけるドリリングタッピンねじの軸断面に対する」に改め、同号ホの表中「0.4F」を「0.51（t_2／d）F」に改め、第十二第四号ホ中「接合部の」を「接合部におけるドリリングタッピンねじの軸断面に対する」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○海上保安庁告示第二百十六号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第三十一条第一項及び第二項の規定に基づき、海上保安官及び海上保安官補の司法警察職員の職務を行う者に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年九月二十四日

海上保安庁長官　北村　隆志

海上保安官及び海上保安官補の司法警察職員の職務を行う者に関する告示の一部を改正する告示

海上保安官及び海上保安官補の司法警察職員の職務を行う者に関する告示（昭和二十四年海上保安庁告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

「海上における犯罪」の下に「及び海上保安庁法第二十八条の二第一項の離島における犯罪」を加える。

附　則

この告示は、海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十一号）の施行の日から施行する。

○海難審判所告示第四号

海難審判法第五十一条の規定により、次の小型船舶操縦免許証の無効を宣する。

平成二十四年九月二十四日

長崎地方海難審判所理事官　佐々木勝己

小型船舶操縦士の本籍、氏名、生年月日

長崎県　　森　正生　　昭和十六年二月二十日生

免許証の種類及び番号　小型船舶操縦免許証　第〇五二八〇四一七七三五三一号

免許証の交付年月日　平成二十二年二月二十二日

○防衛省告示第二百十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年九月二十四日

防衛大臣　森本　敏

実施艦等	自衛艦八隻
その他	一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。 三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。
区域	硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域 (ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒 (イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒 (ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒 (エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒
日時	平成二十四年十月一日から同年十一月三十日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

○海上保安庁告示第二百十七号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第三十一条第一項及び第二項の規定に基づき、海上保安官及び海上保安官補の司法警察職員の職務を行う者に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年九月二十四日

海上保安庁長官　北村　隆志

海上保安官及び海上保安官補の司法警察職員の職務を行う者に関する告示の一部を改正する告示

海上保安官及び海上保安官補の司法警察職員の職務を行う者に関する告示（昭和二十四年海上保安庁告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

「海上における犯罪」の下に「及び海上保安庁法第二十八条の二第一項の離島における犯罪」を加える。

○東北地方整備局告示第百四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十四日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後	敷地の幅員	延長	備考
大船渡市大船渡町字鷹頭一八番一から同市大船渡町字鷹頭三五番一まで	前	BA	一七・〇〇～一七・五〇	三六・〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	一七・〇〇～一五五・〇〇	三六・〇〇キロメートル～一九三・〇〇	〇・一四五～〇・一三一

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○北海道開発局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十四日

北海道開発局長　関　博之

一　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　三十九号